

審査基準番号98の改定について

下記のとおり、製造請負優良適正事業者認定制度(GJ認定制度)の審査基準を改定いたしました。

1. 改定した審査基準

審査基準番号98（審査カテゴリ:労働者保護）

2. 改定した審査基準の内容

旧基準：月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないか。

新基準：対象期間において法令の上限規制を超える法定時間外労働及び休日労働を行った労働者がいないか。

対象期間：直近1年間(3月～翌2月)

労働者：管理監督者を除く、受審企業における自社で雇用するすべての労働者
自社で働いていても、他社に雇用されている労働者は含まない

上限規制：労働基準法で規定された時間外労働の上限規制時間

3. 参考

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説(2019年8月厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/pdf/000463185.pdf>

以上